

平成 22 年 6 月 30 日
22 契 第 828 号

入札参加資格登録業者各位

会津若松市長 菅家 一郎
(公印省略)

入札制度の一部改正について（通知）

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、下記のとおり、本市の入札制度について一部改正をしたので、お知らせいたします。

記

1 総合評価方式の一部改正

平成 21 年 6 月に試行導入した工事の制限付一般競争入札における総合評価方式について、次のとおり改正いたしました。

改正概要

- ① 新たな評価項目等の設定
- ② 評価基準の設定等の改正
- ③ 評価項目ごとの配点及び加算点（配点の合計）の改正 等

※改正の詳細については、会津若松市ホームページに掲載しています。



当該資料は、6 月 30 日に会津若松市文化センターで開催いたしました説明会時の資料と同じ内容です。（当該説明会には 6 月 30 日時点における資格総合点数が、総合評価方式の場合の要件（土木一式工事…750 点以上、建築一式工事…790 点以上、電気工事…710 点以上、管工事…700 点以上、舗装工事…640 点以上、水道施設工事…670 点以上）を満たす市内業者及び準市内業者の方にご参加いただいております。）

<実施時期>

平成 22 年 6 月 22 日から適用します。

2 現場代理人の「現場常駐義務」の緩和

現在の経済社会情勢を鑑み、次のとおり現場代理人の「現場常駐義務」について、さらなる緩和をいたしました。

改正内容

<これまでの措置>

本市が発注する工事において、次のア～ウのすべての要件を満たす場合は、現場代理人の「現場常駐義務」を緩和し、（先に請負った工事を含め）2件まで現場代理人の兼務を認めます。

ただし、低入札価格調査の対象となった工事及び市が入札公告又は入札（見積り）通知書等において兼務を認めない旨、規定した工事については兼務を認めません。

ア 同工種であること

イ 同一発注者（市長部局、水道部局それぞれで区別。市長部局には教育委員会分を含む。）であること

ウ 当初請負金額（税込み）がそれぞれ 500 万円未満の工事であること

<改正後の措置>

上記「ウ」を次のとおり改める。

ウ 当初請負金額（税込み）がそれぞれ 1000 万円未満の工事であること

<実施時期>

平成 22 年 7 月 5 日以後に入札公告又は入札通知を行う入札から適用します。

事務担当

契約検査課入札契約グループ

電話 0242-39-1217

■入札制度の一部改正について

平成 22 年 6 月 30 日

総務部契約検査課

総合評価方式の一部改正について

本市においては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成 17 年 3 月 31 日制定。同年 4 月 1 日施行。）に基づき、平成 21 年 6 月 18 日に制限付一般競争入札における総合評価方式を試行導入し、1 年が経過しました。

この度、次の観点から、総合評価方式の一部改正を行いました。

- ① 標準型の総合評価方式の導入目的である価格及び品質において総合的に優れた内容の契約の実現
⇒（改正点）評価項目、評価基準及び配点等
- ② 総合評価方式の入札における公平性・公正性のさらなる確保（より適正な入札環境の形成）
⇒（改正点）評価項目、評価基準及び配点等
- ③ 定型的な工事の多い本市の公共工事の発注の実情を考慮した総合評価方式の実施
⇒（改正点）技術提案に係る評価項目の設定数の見直し

改正内容

1 評価項目、評価基準及び配点等の改正

（1）新たな評価項目の設定

新たな評価項目として次の評価項目を設定します。（2 項目新設。）

- ① 新卒者・離職者の雇用実績
- ② 雇用の維持・確保

（2）評価基準の設定等の改正

次の評価項目（11 項目）について評価基準等を改正します。

◇「企業の技術力（実績・経験等）に関する評価」の評価項目

- ① 工事成績
- ② 優良建設工事表彰

別紙
参照

◇「配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に関する評価」の
評価項目

- ③施工能力
- ④工事成績
- ⑤優良建設工事表彰
- ⑥資格の保有年数

◇「企業の地域社会に対する貢献度等に関する評価」の評価項目

- ⑦安全管理
- ⑧地元業者の活用
- ⑨除雪活動
- ⑩新分野進出
- ⑪消防団への加入状況

別紙
参照

（３）評価項目ごとの配点及び加算点（配点の合計）の改正

〔改正後〕

各評価項目の配点を別紙のとおりとし、加算点（配点の合計）を
20点とします。

〔改正前〕

加算点（配点の合計）は、50点。

適用時期

平成 22 年 6 月 22 日から適用します。

改正後の総合評価方式については、さらに試行を継続し、今後、試行する中で
問題や不具合が生じた場合には、必要に応じ改善を図ります。

評価項目及び評価基準(標準型)

評価項目及び基準は以下のとおりとし、加算点の最高点は 20 点 とする。

なお、評価基準における基準日は開札予定日とする。

1. 企業の技術力(実績・経験等)に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
(1) 工事成績	平成 19 年 3 月 1 日以降に会津若松市発注の同種工事において、工事成績が <u>70 点以上</u> の施工実績がある場合	0.15 点 (有(80 点以上)・0.15、 有(70 点以上)・0.075、 無・0)
(2) 優良建設工事表彰	過去における会津若松市発注工事での受賞実績がある場合	0.45 点 (有(過去 10 年間の実績)・0.45、 有(それ以前の実績)・0.225、無・0)
(3) 品質管理能力	当該企業が ISO 9001 の認証を取得している場合	0.15 点 (有・0.15、無・0)
小計		0.75 点

2. 配置予定技術者の技術力(実績・経験等)に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
(1) 施工能力	過去における請負金額が〇〇円以上の同種工事(元請)において監理技術者又は主任技術者としての実績がある場合。(公共工事に限る) ※請負金額については、工種別の入札参加資格要件における当該工事の属する区分の最低金額以上とする。 (例) ・土木一式工事－ 40,000 千円以上 ・建築一式工事－ 150,000 千円以上	0.3 点 (有(過去 10 年間の実績)・0.3、 有(それ以前の実績)・0.15、 無・0)
(2) 工事成績	平成 19 年 3 月 1 日以降に会津若松市発注の同種工事において、工事成績が <u>70 点以上</u> の工事経験(監理技術者又は主任技術者としての経験)がある場合。	0.15 点 (有(80 点以上)・0.15、 有(70 点以上)・0.075、 無・0)

改正後

評価項目	評価基準	評価点
(3) 優良建設工事表彰	過去における会津若松市発注工事での優良建設工事表彰を受賞した工事において、工事経験(監理技術者又は主任技術者としての経験)がある場合。	0.45 点 (有(過去 10 年間の実績)・0.45、 有(それ以前の実績)・0.225、 無・0)
(4) 資格の保有年数	資格(※1)を保有して3年以上の経験がある場合	0.15 点 (有(5 年以上)・0.15、 有(3 年以上)・0.075、 無・0)
小計		1.05 点

※1: 土木施工管理技士、建設機械施工技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士の中から、当該工事内容に応じて選択する。

改正後

3. 企業の地域社会に対する貢献度等に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
(1) 障がい者雇用の実績	法定義務のある企業にあつては、法定雇用率以上の障がい者雇用、法定義務のない企業にあつては障がい者雇用がある場合	0.15 点 (有・0.15、無・0)
(2) 安全管理	<u>過去1年間に安全管理の措置が不適切なことを事由とし、会津若松市工事指名競争入札参加者指名停止基準による指名停止を受けていない場合</u>	0.15 点 (有・0.15、無・0)
(3) 環境への配慮	当該企業がISO 14001 の認証を取得している場合	0.15 点 (有・0.15、無・0)
(4) 地元業者の活用	地元(市内又は準市内)業者にあつては、当該工事の請負金額の <u>60%以上</u> を地元業者(下請を含む。)により施工する場合 市外業者にあつては、当該工事の請負金額の 50% 以上を地元業者(下請を含む。)により施工する場合	0.3 点 ・地元業者 (有(80%以上)・0.3、 有(60%以上)・0.15、 無・0) ・市外業者 (有・0.3、無・0)
(5) 本店等の所在地	会津若松市内に本店、支店等が所在する場合、及び本店・支店等の別	0.75 点 (有(本店)・0.75、 有(支店・営業所等)・0.45、無・0)
(6) ボランティア活動	過去3年間に会津若松市内で、地域の防災活動への取り組みや道路・河川愛護活動など企業としてのボランティア活動の実績がある場合	0.15 点 (有・0.15、無・0)
(7) 次世代育成支援	福島県次世代育成支援企業認証制度による「子育て応援」の認証を取得している場合	0.15 点 (有・0.15、無・0)
	福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合	0.15 点 (有・0.15、無・0)
(8) 新分野進出	平成13年4月1日以降に建設業以外の分野への進出をし、企業としての経営基盤強化に取り組んでいる場合	0.3 点 (有・0.3、無・0)
(9) 除雪活動	過去3年間に会津若松市との除雪契約実績がある場合。又は過去3年間に福祉除雪(市が認める団体が行う福祉除雪)の登録がある場合	0.6 点 (有(市との除雪契約)・0.6、 有(福祉除雪登録)・0.3、無・0)
(10) 災害協定	会津若松市との災害協定締結がある場合	0.6 点 (有・0.6、無・0)

改正後

評価項目	評価基準	評価点
(11)消防団への加入 状況	会津若松市の消防団に過去1年間以上継続加入して いる者(継続加入中の者)を1名雇用している場合	0.3 点 (有・0.3、無・0)
(12)男女共同参画 の推進	会津若松市男女共同参画推進条例第6条(事業者の 責務)に基づいた男女共同参画推進の取組みがある 場合	0.15 点 (有・0.15、無・0)
(13)新卒者・離職者 の雇用実績	過去1年以内に新卒者又は離職者を1名雇用(正規雇 用)している場合	0.15 点 (有・0.15、無・0)
(14)雇用の維持・確 保	従業員数(正規雇用)が1年前と同じ場合	0.15 点 (有・0.15、無・0)
小計		4.2 点

改正後

4. 施工計画の適切性に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
工程計画	工事施工条件(地形・地質・環境等)を踏まえ適切であること。	工事案件ごとに設定する。
工事実施に当たっての留意点		
工程管理計画		
品質管理計画		
出来形管理計画		
安全管理計画		
工事実施上の留意点とその対策		
地域対策		
工事管理組織体制		
主要工事の施工計画		
小計		6点

5. 技術提案に関する評価

技術提案に対する評価項目については、当該工事の特性(工事目的物・工事内容・敷地周囲の状況)に応じ、次の(1)～(3)の評価項目のうちから、1項目(8点)又は2項目(1項目あたり4点、計8点)を設定することを基本とする。(同じ評価項目のうちから2項目設定することも可とする。)

(1) 総合的なコストに関する技術提案

評価項目	評価基準【例】	評価点
①ライフサイクルコスト削減	・維持管理費の削減 ・更新費の削減 等	工事案件ごとに設定する。
②補償	・補償費の削減 等	
小計		4点(又は8点)

改正後

(2) 工事目的物の性能・機能に関する技術提案

評価項目	評価基準【例】	評価点
①性能・機能	・初期投資の持続性 ・騒音低減 ・強度 ・耐久性 ・安定性 ・美観 ・供用性 ・透水性 等	工事案件ごとに設定する。
小計		4点(又は8点)

(3) 社会的要請への対応に関する技術提案

評価項目	評価基準【例】	評価点
①工事現場周辺における対策	・現場作業日数の短縮 ・交通規制日数の短縮 ・騒音、振動対策 ・歩行者の安全確保策 等	工事案件ごとに設定する。
②環境に対する影響の軽減	・水質汚濁、防塵対策 ・大気汚染、悪臭対策 ・地盤沈下、土壤汚染対策 等	
③省資源対策又はリサイクル対策	・リサイクル製品の活用 ・建設副産物の抑制 等	
小計		4点(又は8点)

※ 「1.企業の技術力に関する評価」、「2.配置予定技術者の技術力に関する評価」、「3.企業の地域社会に対する貢献度に関する評価」の評価基準における基準日は開札予定日とする。

※ 共同企業体での申請における、各評価項目の申請者の得点は、構成員ごとに評価項目の得点を算出の後、出資割合を乗じて得た点数の合計(小数点第4位切捨て)とする。

評価項目及び評価基準(標準型)

評価項目及び基準は以下のとおりとし、加算点の最高点は50点とする。

なお、評価基準における基準日は開札予定日とする。

1. 企業の技術力(実績・経験等)に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
(1) 工事成績	過去2年間に於ける会津若松市発注の同種工事において、工事成績が80点以上の施工実績がある場合	1点 (有・1.0、無・0)
(2) 優良工事表彰	過去10年間に於ける会津若松市発注工事での受賞実績がある場合	1点 (有・1.0、無・0)
(3) 品質管理能力	当該企業がISO 9001の認証を取得している場合	0.5点 (有・0.5、無・0)
小計		2.5点

2. 配置予定技術者の技術力(実績・経験等)に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
(1) 施工能力	過去10年間に於ける請負金額が〇〇円以上の同種工事(元請)において監理技術者又は主任技術者としての実績がある場合。(公共工事に限る) ※請負金額については、工種別の入札参加資格要件に於ける当該工事の属する区分の最低金額以上とする。 (例) ・土木一式工事－40,000千円以上 ・建築一式工事－150,000千円以上	1点 (有・1.0、無・0)
(2) 工事成績	過去2年間に会津若松市発注の同種工事において、工事成績点80点以上の工事経験(監理技術者又は主任技術者としての経験)がある場合。	1点 (有・1.0、無・0)

改正前

評価項目	評価基準	評価点
(3) 優良工事表彰	過去10年間に於ける会津若松市発注工事での優良工事表彰を受賞した工事において、工事経験(監理技術者又は主任技術者としての経験)がある場合。	1点 (有・1.0、無・0)
(4) 資格の保有年数	資格(※1)を保有して5年以上の経験がある場合	0.5 点 (有・0.5、無・0)
小計		3.5 点

※1: 土木施工管理技士、建設機械施工技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士の中から、当該工事内容に応じて選択する。

改正前

3. 企業の地域社会に対する貢献度に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
(1)障がい者雇用の実績	法定義務のある企業にあつては、法定雇用率以上の障がい者雇用、法定義務のない企業にあつては障がい者雇用がある場合	0.5 点 (有・0.5、無・0)
(2)安全管理	過去 10 年間に企業として国及び国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰において受賞実績がある場合	0.5 点 (有・0.5、無・0)
(3)環境への配慮	当該企業がISO 14001 の認証を取得している場合	0.5 点 (有・0.5、無・0)
(4)地元業者の活用	地元(市内又は準市内)業者にあつては、当該工事の請負金額の 80%以上を地元業者(下請を含む。)により施工する場合 市外業者にあつては、当該工事の請負金額の 50%以上を地元業者(下請を含む。)により施工する場合	1 点 (有・1.0、無・0)
(5)本店等の所在地	会津若松市内に本店、支店等が所在する場合、及び本店・支店等の別	2.5 点 (有(本店)・2.5、 有(支店・営業所等)・1.5、無・0)
(6)ボランティア活動	過去3年間に会津若松市内で、地域の防災活動への取り組みや道路・河川愛護活動など企業としてのボランティア活動の実績がある場合	2 点 (有・2.0、無・0)
(7)次世代育成支援	福島県次世代育成支援企業認証制度による「子育て応援」の認証を取得している場合	0.5 点 (有・0.5、無・0)
	福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合。	0.5 点 (有・0.5、無・0)
(8)新分野進出	過去 5 年以内で建設業以外の分野への進出をし、企業としての経営基盤強化に取り組んでいる場合	1 点 (有・1.0、無・0)
(9)除雪活動	過去3年間に会津若松市との除雪契約実績がある場合	2.5 点 (有・2.5、無・0)
(10)災害協定	会津若松市との災害協定締結がある場合	1 点 (有・1.0、無・0)

改正前

評価項目	評価基準	評価点
(11) 消防団への加入 状況	会津若松市の消防団に過去1年間以上継続加入して いる者を1年以上継続雇用している場合	1 点 (有(3 名以上・1.0、 有(1名又は2名・0.5、 無・0)
(12) 男女共同参画 の推進	会津若松市男女共同参画推進条例第6条(事業者の 責務)に基づいた男女共同参画推進の取組みがある 場合	0.5 点 (有・0.5、無・0)
小計		14.0 点

改正前

4. 施工計画の適切性に関する評価

評価項目	評価基準	評価点
工程計画	工事施工条件(地形・地質・環境等)を踏まえ適切であること。	工事案件ごとに設定する。
工事実施に当たっての留意点		
工程管理計画		
品質管理計画		
出来形管理計画		
安全管理計画		
工事実施上の留意点とその対策		
地域対策		
工事管理組織体制		
主要工事の施工計画		
小計		10点

5. 技術提案に関する評価

技術提案に対する評価項目については、当該工事の特性(工事目的物・工事内容・敷地周囲の状況)に応じ、次の(1)～(3)の評価項目のうちから、2項目を設定することを基本とする。

評価点計20点(※1項目10点)

(1) 総合的なコストに関する技術提案

評価項目	評価基準【例】	評価点
①ライフサイクルコスト削減	・維持管理費の削減 ・更新費の削減 等	工事案件ごとに設定する。
②補償	・補償費の削減 等	
小計		10点

改正前

(2) 工事目的物の性能・機能に関する技術提案

評価項目	評価基準【例】	評価点
①性能・機能	・初期投資の持続性 ・騒音低減 ・強度 ・耐久性 ・安定性 ・美観 ・供用性 ・透水性 等	工事案件ごとに設定する。
小計		10 点

(3) 社会的要請への対応に関する技術提案

評価項目	評価基準【例】	評価点
①工事現場周辺における対策	・現場作業日数の短縮 ・交通規制日数の短縮 ・騒音、振動対策 ・歩行者の安全確保策 等	工事案件ごとに設定する。
②環境に対する影響の軽減	・水質汚濁、防塵対策 ・大気汚染、悪臭対策 ・地盤沈下、土壌汚染対策 等	
③省資源対策又はリサイクル対策	・リサイクル製品の活用 ・建設副産物の抑制 等	
小計		10 点

※ 「1.企業の技術力に関する評価」、「2.配置予定技術者の技術力に関する評価」、「3.企業の地域社会に対する貢献度に関する評価」の評価基準における基準日は開札予定日とする。

※ 共同企業体での申請における、各評価項目の申請者の得点は、構成員ごとに評価項目の得点を算出の後、出資割合を乗じて得た点数の合計(小数点第2位切捨て)とする。

(参考) 本市の総合評価方式の制度概要

1 総合評価方式の型式(タイプ)

標準型 (技術提案を求めるタイプ)

2 対象工事

制限付一般競争入札により契約を締結する工事のうち、予定価格が1億5千万円以上で、かつ技術的工夫の余地が大きい工事とする。(災害復旧工事など緊急を要する工事は対象外。)

3 評価項目・加算点・配点

①「企業の技術力(実績・経験等)に対する評価」が3項目で0.75点

②「配置予定技術者の技術力に対する評価」が4項目で1.05点

③「企業の地域社会への貢献度に対する評価」が14項目で4.2点

④「当該工事の施工計画の適切性に対する評価」が1項目で6点

⑤「技術提案に対する評価」が2項目又は1項で8点

以上、5つの評価項目とし、合計で20点を加算点とする。

4 総合評価の方法

総合評価の方法は、標準点100点と評価項目ごとの加算点との合計である「技術評価点」を当該入札者の入札価格で除した値(評価値)の大小をもって行う「除算方式」による。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点(最大120点)}}{\text{入札価格(税抜き)}} \times 1,000,000$$

※「×1,000,000」…… 数値を見易くするための措置

※技術評価点＝標準点(100点)＋加算点(最大20点)

※評価値は小数点以下の有効桁数を設けない。

5 落札の決定方法

落札者の決定方法は、入札参加資格要件を満たしていて、かつ、入札価格が予定価格以内である入札者のうち、「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、入札価格が低入札価格調査の調査基準価格を下回る場合は、失格基準価格以上で、かつ低入札価格調査の結果、適正な施工が確保されると判断されることが必要。